

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月5日

【事業年度】 第24期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社ソーテック

【英訳名】 Sotec Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅 正雄

【本店の所在の場所】 横浜市金沢区幸浦二丁目20番5号

【電話番号】 045-791-5360(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 小松 啓志

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区東日本橋一丁目11番15号

【電話番号】 03-5825-6323(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 小松 啓志

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第24期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(7) 議決権の状況

① 発行済株式

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

(訂正前)

(平成19年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)(注)1	普通株式 4,889	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 112,838	112,838	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	117,727	—	—
総株主の議決権	—	<u>112,898</u>	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、すべて当社保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構の名義の株式が9株(議決権9個)含まれております。

(訂正後)

(平成19年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)(注)1	普通株式 4,889	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 112,838	112,838	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	117,727	—	—
総株主の議決権	—	<u>112,838</u>	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、すべて当社保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構の名義の株式が9株(議決権9個)含まれております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<中略>

(12) (13) 記載なし

(訂正後)

<中略>

(12) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(13) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会の円滑な運営を行うため、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨定款に定めております。

以 上